

富里市商店街共同施設事業補助金交付要綱

(平成19年3月30日告示第86号)

改正 平成22年1月26日告示第11号 平成24年3月22日告示第29号
平成25年3月25日告示第53号 平成28年3月29日告示第52号
平成31年3月18日告示第59号 令和4年3月18日告示第34号
令和5年3月14日告示第30号

(目的)

第1条 この要綱は、商店街の振興及び商店街の環境整備の促進を図り市民生活の向上に資することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、次に掲げるものとする。

- (1) 商工団体 商工会法（昭和35年法律第89号）第4条に規定する商工会
 - (2) 商店街団体 15以上の事業所で組織する団体で、その構成員の3分の2以上が中小商業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第3号及び第4号に規定する中小企業者をいう。）であるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - (2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）
 - ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員等が指定した者に対して行う、金品その他財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
(交付)

第3条 商工団体又は商店街団体（以下「団体」という。）が行う商店街共同施設に係る設置事業又は管理事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

（補助対象施設等）

第4条 補助の対象となる補助金の額等は、別表のとおりとする。

2 設置事業については、1 商店街団体に対する補助金の限度額は、1, 0 0 0 万円とする。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象となる施設から除くものとする。ただし、次の第1号に規定する総額については、市長が特別な事由により認めた場合はこの限りでない。

(1) 補助対象事業費の総額が3 0 0 万円未満の施設

(2) 土地及びその取得に伴う移転補償

(3) 都市計画法（昭和4 3 年法律第1 0 0 号）、建築基準法（昭和2 5 年法律第2 0 1 号）、道路法（昭和2 7 年法律第1 8 0 号）その他の法令に違反する施設

（設置事業補助金の交付申請）

第5条 設置事業補助金の交付を申請しようとする団体は、別に定める期日までに、富里市補助金等交付規則（平成1 9 年規則第1 0 号。以下「規則」という。）第5条の規定による補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 富里市商店街共同施設設置事業計画書（別記第1 号様式）

(2) 工事請負契約書の写し又は見積書の写し

(3) 設計図の写し又は工事仕様書の写し

(4) 建築許可証の写し又は道路占用許可書の写し

(5) その他市長が必要と認めるもの

（交付の決定）

第6条 市長は、前条の申請があつたときは、その内容を審査し、補助金の交

付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、規則第8条の規定による補助金等交付決定通知書を団体に通知するものとする。

(変更等の届出)

第7条 規則第8条の規定による補助金交付決定を受けた団体は、その後において当該決定内容を変更中止又は廃止しようとするときは、富里市商店街共同施設設置事業変更等承認申請書(別記第2号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第15条の規定により実績報告をしようとするときは、事業完了の日から30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに富里市商店街共同施設設置事業実績報告書(別記第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(確定通知)

第9条 市長は、前条の報告を受けて補助金の額を確定したときは、規則第16条の規定による補助金等交付確定通知書により、団体に通知するものとする。

(管理事業補助金の交付申請等)

第10条 管理事業補助金の交付を申請しようとする団体が、交付申請を行う場合は、実績報告を兼ねるものとし、別に定める期日までに富里市商店街共同施設管理事業補助金交付申請書兼実績報告書(別記第4号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 電気料金の領収書の写し(1月から12月分)
- (2) 街路灯の位置が確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項の交付申請兼実績報告を受けた場合に限り、第6条及び前条の規定に基づき補助金の交付の決定及び額の確定を行うものとし、富里市商店街共同施設管理事業補助金交付決定通知書兼交付額確定通知書(別記第5号様式)を申請者に通知するものとする。

(交付の請求)

第11条 団体は、規則第18条の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。

(暴力団密接関係者)

第12条 規則第20条第1項第3号の市長が定める者は、第2条第2項第2号又は第3号に該当する者(補助事業を行う者が法人その他の団体である場合

にあつては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する法人その他の団体とする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

(富里市商店街共同施設設置事業補助金交付要綱の廃止)

3 富里市商店街共同施設設置事業補助金交付要綱（平成7年1月13日告示第4号）は、廃止する。

附 則（平成22年1月26日告示第11号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月22日告示第29号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月25日告示第53号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月29日告示第52号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月18日告示第59号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和4年3月18日告示第34号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和5年3月14日告示第30号）

この告示は、公示の日から施行する。ただし、第34条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区分		補助金額等
設置事業	街路灯	3分の1以内。ただし、1基につき、8万円を限度とする。
	アーチ	3分の1以内
	アーケード	
	駐車場	
	その他千葉県地域と連携した商業活性化事業により設置するもの	
管理事業	電気料。ただし、この要綱による設置事業により設置された街路灯施設に限る。	総事業費（1月から12月分）の2分の1以内。ただし、1年につき20万円を限度とする。

別記

第1号様式（第5条関係）

富里市商店街共同施設設置事業計画書

1 事業主体

事業主体名

事業主体の所在地

事業主体の代表者名

2 事業内容

共同施設の種別	面積又は数量	単	価	金	額	備	考
合	計						

収支予算書（精算書）

(1) 収入の部

科 目	予 算 額 （ 精 算 額 ）	備 考
市 補 助 金 自 己 資 金 借 入 金 そ の 他		
合 計		

(2) 支出の部

科 目	予 算 額 （ 精 算 額 ）	備 考
合 計		

第2号様式（第7条関係）

年 月 日

富里市長 様

申請者

住所

団体等名及び

代表者氏名

㊟

富里市商店街共同施設設置事業変更等承認申請書

年 月 日付けをもって申請した富里市商店街共同施設設置事業について、下記のとおり変更等したいので、富里市補助金等交付規則第14条の規定により申請します。

記

1 変更等の理由

2 変更の内容

第3号様式（第8条関係）

富里市商店街共同施設設置事業実績報告書

1 事業主体

事業主体名

事業主体の所在地

事業主体の代表者名

2 事業内容

共同施設の種別	面積又は数量	単	価	金	額	備	考
合	計						

収支予算書（精算書）

(1) 収入の部

科 目	予 算 額 （ 精 算 額 ）	備 考
市 補 助 金 自 己 資 金 借 入 金 そ の 他		
合 計		

(2) 支出の部

科 目	予 算 額 （ 精 算 額 ）	備 考
合 計		

第4号様式（第10条関係）

年 月 日

富里市長 様

申請者
住所
団体等名及び
代表者氏名 ㊟

富里市商店街共同施設管理事業補助金交付申請書兼実績報告書

年度富里市商店街共同施設管理事業補助金の交付を受けたいので、富里市商店街共同施設事業補助金交付要綱第10条の規定により次のとおり申請及び実績を報告します。

1 事業内容

種別	数量	事業予算額	補助申請額
電気料		円	円

2 添付書類

- (1) 電気料金の領収書の写し（1月から12月分）
- (2) 街路灯の位置が確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認めるもの

第5号様式（第10条関係）

指令第 号
年 月 日

様

富里市長



富里市商店街共同施設管理事業補助金交付決定通知書兼交付額確定通知書

年 月 日付けで申請及び実績報告のあった富里市商店街共同施設管理事業補助金について、次のとおり交付決定及び額を確定したので、富里市商店街共同施設事業補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

1 補助年度	年度
2 補助対象経費	円
3 補助金交付額	円
4 備考	